

第6次小山市行政改革大綱実施計画 進捗状況調査書

No.	取組項目			担当課・担当係	取組番号	区分			
60	学校給食費の収納率向上			学校教育課	2-3-2-011	継続			
基本方針	分権時代に対応した人材育成と持続可能な財政運営	大項目	財政基盤の強化と計画的な財政運営	中項目	受益と負担の適正化				
取組概要	学校給食費未納額を減らすため、学校による家庭訪問、面接・相談の実施のほか、市教育委員会では児童手当の現金支給による納付相談を行い、学校給食費の収納率向上を図る。			達成目標	学校給食費の収納率の向上	目標年度 H31			
推進計画		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
児童手当現金支給による納付相談、委任状による徴収。就学援助制度の活用。家庭訪問、面接・相談の実施。督促状の送付。	活動計画	●	●	●	●	●			
	実施状況	●	●	●					
指標名		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	累計・最終目標	累計実績	達成率
学校給食費収納率	目標値	99.86%	99.87%	99.88%	99.89%	99.90%	99.90%	99.86%	100.0%
	実績値	99.86%	99.80%	99.86%					
効果額(千円)	目標値	0	66	132	198	264	660	-394	-59.7%
	実績値		-394	0					
効果額の算出基礎	平成25年度分調停額を基に各年度の目標収納率を乗じ、年度ごとの収納見込み金額を算出し、平成25年度収納額と比較し計上								
年度	P 年次計画・目標	D 実施状況・主な取組内容			C・A 課題及び次年度に向けた改善内容				
H27	児童手当現金支給による納付相談、委任状による徴収。児童手当から特別徴収ができるための体制整備を行う。経済的困難な家庭を把握し就学援助制度の活用を勧める。督促状の送付。	学校給食費等の未納世帯に対し、児童手当現金支給同意書の提出勧奨をし、延べ182世帯が提出した。その中で委任状による徴収、納付相談を実施し徴収を行い、2,140千円徴収した。さらに未納者に対して督促状245通を送付した。			児童手当現金支給による納付相談は現年度の給食費を徴収するのに有効であるので、同意の勧奨を行う。納付相談時の状況で、就学援助制度の説明と勧奨を行う。児童手当の特別徴収実施に向けては、庁内の体制整備と各校の徴収方法が異なるので調整が必要。				
		進捗度	B 計画通り						
H28	児童手当現金支給による納付相談、委任状による徴収の継続。就学援助制度の活用。家庭訪問、面接・相談の実施。督促状の送付。	学校給食未納世帯に対し、児童手当現金支給同意書の提出勧奨をし、延べ170世帯が提出。納付相談の結果4,434千円徴収した。しかし、児童手当は教材費にも当てられることから、学校給食費は1,999千円の徴収であった。督促状は学年末までに徴収できるよう2月中に送付。各種文書も外国人用に5ヶ国語に翻訳している。(英語、ポルトガル、スペイン、中国、タガログ)			特別徴収実施については、保護者の同意書が必要であり、過年度の給食費を徴収できないデメリットがある。児童手当現金支給者の増加と学校給食費を優先した徴収を進めていく。				
		進捗度	D 計画より大幅に遅い						
H29	児童手当現金支給による納付相談、委任状による徴収継続。就学援助制度の活用。家庭訪問、面接・相談の実施。督促状の送付。	学校給食未納世帯に対し、児童手当現金支給同意書の提出勧奨をし、延べ194世帯が提出。納付相談の結果6,900千円徴収した。しかし、児童手当は教材費にも当てられることから、学校給食費は3,326千円の徴収であった。家庭訪問・督促状も適宜対応していた。各種文書も外国人用に5ヶ国語に翻訳し、活用していた。(英語、ポルトガル、スペイン、中国、タガログ)			児童手当現金支給による納付相談は、給食費を徴収するのに有効であるので、引き続き同意の勧奨を行う。納付相談時、FP手法を用いるようにする。就学援助制度の利用などを通して滞納者の家計を見直し、安定した納付が行えるよう計画立てる。				
		進捗度	C 計画よりやや遅い						
H30	現金支給による納付相談、委任状による徴収継続。就学援助制度の活用。家庭訪問、面接・相談の実施。督促状の送付。								
		進捗度							
H31	同上								
		進捗度							